

税制調査会第二回・第三回総会における 税制のEBPMに関する主なご意見

令和6年6月28日
財務省

第二回・第三回総会における税制のE B P Mに関する主なご意見①

【成長志向の法人税改革について】

- ・ 成長志向の法人税改革は、企業の体質改善を目指したが、内部留保の増加にとどまり国内投資拡大や賃上げにつながっておらず、必ずしも有効に機能しているとは評価しがたい。賃上げ促進税制、中小企業経営力強化税制、研究開発税制等の減税措置がなぜ供給サイドの構造改革に繋がらないのか検討することが重要。
- ・ 収益を上げてても賃上げが進まないなど変革が進まない企業には少し重い税をかけて、変革が進む企業に再分配していく必要。
- ・ 収益が悪い企業への救済的な措置の意義の再確認と、起業を促す税制が必要。日本の低い開・廃業率を見ても、いわゆるゾンビ企業が生き残りやすい要因として、税制を含めた政府の支援が大きいのではないか。
- ・ 生産性向上について、短・中期的に効果のある海外投資・海外M&Aによる規模の拡大に偏っていたのではないか。AI、デジタルトランスフォーメーションが進んでいく中で、人の教育やリスキングが重要ではないか。
- ・ 内部留保を貯めることは決してマイナスではなく、日本は長らくアニマルスピリットを失って投資が進まないことが課題だった。競争力を確保するためのGX投資促進などメリハリをつけた措置を講じるべき。
- ・ 現預金増加は、過去の経験から、或いは、今後金利のある世界で借りられなくなる等のリスクに備えるための心理が働くもの。何とか吐き出すべきということには必ずしもつながらない。
- ・ 投資等は長期的な視点で意思決定されるため、制度改正が企業収益や法人税額などに制度が与える影響の感度分析や因果関係の様々な角度からの解析により、段々と改善していく少し長いレンジでのE B P Mが必要。
- ・ 現在の労働市場・規制の状況を踏まえると、内部留保は不確実性が高いときの雇用維持のための蓄えという面が強い。株主からの圧力の高まり、中長期の成長投資の状況等も踏まえ、今後の法人税の在り方を検討すべき。

【租税特別措置の検証について】

- ・ 租税特別措置は、期限を区切って、**有効性等を徹底的に検証し廃止を含めゼロベースで見直すべき。**
- ・ 賃上げ促進税制は、**減税がなくても企業が賃上げを行っていた可能性**もある。減税措置は、**減税の費用対効果を含めた検証が必要**。減収額と賃上げ総額の比較、税制がない場合の賃上げとの比較が必要。
- ・ 中小企業に何を期待しているのかという点についても議論が必要。**中小企業向け租特は、雇用、投資、イノベーション、DX等、中小企業に期待することをインセンティブ付けすべき。**
- ・ 研究開発税制は、研究開発は実質的な目的のためだけでなく、携わる人達の人材育成や企業の持続性を長く支える要素もあり、いくつかの観点からその影響をE B P Mできれば有り難い。

【税制のEBPM推進のための態勢整備について】

- ・ 専門的な知見を透明な形で政策形成に繋げること、科学的な分析結果を具体的な制度論に落とし込んでいくことが肝要。過程をブラックボックス化せず、分かりやすく示す必要。
- ・ 今後の租税特別措置については、事前に政策のプレジ、つまり、因果関係の検証の観点で、事前に仮説を立て、検証方法やデータなどについて考えておくこともセットで検討すべき。
- ・ 国民の信頼を得るには、ある程度研究者も納得してくれるような因果関係の正確性や、或いは、ヒストグラム分析のバンチングの図のように分かりやすいものが考えられる。
- ・ 分析に時間を要して対応が手遅れとならないよう、因果関係の確定が必要なものとKPIの傾向値を見るだけで一定の警告を出せるものとの仕分けが必要ではないか。
- ・ インセンティブ措置の検証には、ミクロレベルでのデータ整備が必要。DIDのような分析が可能となるよう税務データを整備していくべき。
- ・ データ分析をするハイスキルの人材確保が重要。政策ニーズを捉えた分析のため、政府内での高度なデータ分析ができる人材の確保を考えていくのも良い。
- ・ EBPMの適用範囲は法人税に限らず他の税目も同様であり、他の税にもつなげてほしい。その際、すぐに定量的な分析が困難でも、事例、定性的なデータを一層活用していくことが望ましい。